なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第２級の規格に基づき、現道拡幅方式により歩道を備えた２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の拡幅を行う２案が検討されている。申請案は他案と比較すると、取得面積が僅かに多くなるものの、支障物件が少なく、地域住民への社会的影響が少ないこと、事業費が廉価であることなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は車道幅員が狭小で、右折車線及び自転車歩行者道が整備されていない区間があることなどにより、できるだけ早期に自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県松山市役所

○四国地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十九日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　高知広域都市計画道路事業三・三・九十三号高知駅秦南町線、三・四・三十一号薊野塚ノ原線

三　事業施行期間　自平成二十六年九月二十九日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　高知県高知市和泉町、塩田町及び秦南町一丁目地内

使用の部分　高知県高知市秦南町一丁目及び東秦泉寺字柿木下地内

○北海道開発局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月二十九日

北海道開発局長　岡部　和憲

その関係図面は、平成二十六年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十五号	札幌市中央区北一条東十九丁目一四五番七から同市中央区北二条東二十丁目六番一六まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年九月二十九日

国会事項

衆議院

裁判員予備員辞職許可

九月二十五日、議長において、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員高橋みほの辞職を許可した。

訴追委員及び同予備員辞職許可

九月二十五日、議長において、裁判官訴追委員椎名毅及び同予備員田沼隆志の辞職を許可した。

辞職通知

九月二十五日向大野事務総長から吉田裁判官弾劾裁判所裁判長及び中村参議院事務総長宛、議長において裁判官弾劾裁判所裁判員予備員高橋みほの辞職を許可した旨通知した。

又同日向大野事務総長から鳩山裁判官訴追委員会委員長及び中村参議院事務総長宛、議長において裁判官訴追委員椎名毅及び同予備員田沼隆志の辞職を許可した旨通知した。

人事異動

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視監　宮園　司史

広島県警察本部長を命ずる（九月十二日）

警察庁

（広島県警察本部長）警視監　井口　斉

東北管区警察局長を命ずる

（警察庁次長）同　金髙　雅仁

東北管区警察局長事務取扱を免ずる（以上九月十二日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　吉田　正紀

国際局長浅川雅嗣外国出張不在中同局長事務代理を命ずる

（同）同　可部　哲生

国際局長事務代理を免ずる（以上九月二十三日）

（国際局次長）財務事務官　武内　良樹

国際局長浅川雅嗣外国出張不在中同局長事務代理を命ずる

（大臣官房審議官）同　吉田　正紀

国際局長事務代理を免ずる

（大臣官房参事官兼財務総合政策研究所次長）同　高田　潔

財務総合政策研究所長門間大吉外国出張不在中同所長事務代理を命ずる

（会計センター次長）同　古田　隆好

会計センター所長門間大吉外国出張不在中同所長事務代理を命ずる（以上九月二十四日）

会計検査院

検査官　柳　麻理

（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（九月二十九日）